

平成30年9月10日招集

第7回若桜町議会定例会会議録

(平成30年 9月11日)

若桜町議会事務局

平成30年第7回若桜町議会定例会（第2号）

招集年月日	平成30年9月11日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時20分			
応 招 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	小 林 誠
	2 番	君 野 弘 明	7 番	山 本 晴 隆
	3 番	青 木 一 憲	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 根 政 彦	9 番	前 住 孝 行
	5 番	山 本 安 雄	10 番	川 上 守
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	小 林 誠
	2 番	君 野 弘 明	7 番	山 本 晴 隆
	3 番	青 木 一 憲	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 根 政 彦	9 番	前 住 孝 行
	5 番	山 本 安 雄	10 番	川 上 守
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢 部 康 樹	農林建設課長	佐々木 明 仁
	副 町 長	盛 田 聖 一	農林建設課参事	森 雄 一
	総 務 課 長	竹 本 英 樹	農林建設課参事	山 本 伸 一
	町民福祉課長	藤 原 祐 二	にぎわい創出課長	谷 口 国 彦
	包括支援センター 所長	寺 西 満	ふるさと創生課長	谷 本 剛
	保健センター所長	山 根 葉 子	教 育 長	新 川 哲 也
	会 計 管 理 者	上 川 恭 子	教育委員会次長	山 口 由 企 夫
	税 務 課 長	前 田 弥 生		

会議の顛末

一般質問（9月11日）

議長（川上守）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

一般質問を行います。順次質問を許します。
8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

おはようございます。日本共産党の中尾理明です。傍聴者の皆様、早朝よりお出かけくださいまして本当にありがとうございます。

質問に先立ち、7月初めの西日本豪雨、今月4日から5日にかけて襲った台風21号、その被害の影響がなお続く北海道で、6日未明、3時過ぎ発生した胆振東部地震で亡くなった全ての皆様へ、お悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

我が若桜町も同様に、西日本豪雨で大きな被害を受けました。被災された関係町民の皆様にお見舞いを申し上げます。また、この間の西日本豪雨をはじめ、相次ぐ台風に対する災害対応、救助にあられた町役場、消防団、社会福祉協議会、関係自治会、自主防災会の全ての皆様に心から敬意を表するものであります。

さて、8月7日付日本海新聞に、東京大学大学院教授池内幸司氏による西日本豪雨についての論評が掲載されています。池内氏は、第1に、垂直避難の限界をこのたびの被災で考えなければならなくなったこと。第2に、住民の防災リテラシー、防災への応用力の向

上を挙げ、住民自らが身の回りにある水害などのリスクを自分のこととして認識することが必要なこと。そのための1つとして、学校、企業、町内会などが水害や土砂災害を想定した防災訓練を行うなど、災害時の行動を考える機会、仕組みの必要を強調。

第3に、広域災害に対する防災体制の強化を挙げ、自治体間で災害時応援協定を結ぶだけでは不十分だということが今回実証された。そのため、国を中心とした防災体制の充実、強化が求められる。

現在の災害基本法では、国の非常対策本部を本格化できるのは、非常被害が発生した場合であり、災害の改善性が高まっている段階から国が本格的に活動できるような制度が必要であると指摘されています。

そして最後、第4に、気候変動への適応策の促進を指摘され、文章を終えられています。

私は、池内氏が非常災害可能性を想定し、非常災害発生前から国の本格的活動の必要性を提起されたことに注目いたしました。その指摘で思い出すことがあります。西日本豪雨の直前の7月5日、安倍首相ほか複数の閣僚を含む国会議員が、「赤坂自民亭」を行ったことに対し、国民から大きな批判を受けたことです。

これは、いわば現行の災害基本法にあぐらをかいた行為であり、私は決して許すことができません。今、政府は初動体制の検証を始めたと伝えられていますが、まず、その前に赤坂自民亭への深い反省と謝罪が必要ではないでしょうか。

安倍政権は発足以来6年連続で軍事費を膨張させ、ここ4年間は連続5兆円を超すに至っています。国家予算は軍事費を削って防災体制整備に投入し、災害に強い国土、国民の命第一の社会づくりをすることこそ求められているのではないかと私は考えます。

それでは、これから順次質問させていただきます。最初に、私は町の防災施策をさらに

前に進める立場から、7月5日から9日にかけて襲った豪雨災害及び防災対策について伺います。

その一つ、今回の災害復旧に対して激甚災害の関係法律が適用となった事業名と事業費総額、そのうち国と県の補助額、補助率を伺うとともに、その他の災害復旧費用の総額を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今回の災害復旧に対して、激甚災害法が適用となった事業名と事業総額、そのうち、国と県の補助額、補助率を伺うとともに、その他の災害復旧費用の総額を伺いますとのご質問でございますが。

今回の7月豪雨を含め、梅雨前線による豪雨など、一連の気象現象は本町のみならず、全国各地に甚大な被害をもたらしました。このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」、いわゆる激甚法に基づき、国は7月27日付で今回の災害につきまして、全国を対象に激甚災害として指定しております。

通常、災害発生時には、町道などの公共土木施設、農地・農業用施設、林道の災害復旧事業に対し、国庫補助率のかさ上げ措置が適用されます。激甚災害指定の場合、さらに国庫補助率が特別にかさ上げされることになっております。

本町の場合、町道3路線、林道8路線19箇所、農地13箇所、農業用施設6箇所がその適用を受けることとなります。

さて、議員お尋ねの事業内容、事業総額、補助額と補助率につきましてご説明いたします。最初にお断りしておきますが、これから国の査定を受けますので、その後に災害復旧事業費が決定することになっております。ま

た、激甚災害の場合の補助率は、現時点では確定はしておりませんので、事業費、事業補助額は町の予算ベース、補助率は通常の補助率で今回は答弁をさせていただきたいと思えます。

町道は、事業費総額約1,400万円、補助率は約67%で、補助額は900万円でございます。農地は、事業費総額4,000万円、補助率は50%、補助額は2,000万円でございます。農業用施設は、事業費総額3,300万円、補助率は65%、補助額は約2,100万円でございます。林道は、事業費総額約2億5,000万円、補助率は65%、補助額は約1億6,000万円でございます。

以上、総事業費は3億3,000万円でございます。国庫補助金は2億1,000万円となっております。なお、激甚災害の通常の補助率につきましては、公共土木施設は84%、農地・農業用施設は95%、林道では91%程度までかさ上げをされるのではというふうに思っております。

次に、その他の災害復旧費用として、農業用水路の土砂撤去、養豚家の豚舎移転補助、各種測量設計等の総額は約1億9,500万円となり、8月の補正と今回の補正で予算計上のほうはさせていただいております。

今後は国の査定を受けた後、できるだけ速やかに町の災害復旧に努めてまいりたいと考えております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長のご答弁を全て頭に叩き込んだ状態ではないんですけども、町長の答弁から考えまして、国への事業認定っていいですか、災害査定が現在進行中だということで、確定された数字がわからないけども、通常の補助率ですか、に基づく算定はできておって、この間、

8月の臨時議会、それで今回の定例会で補正がなされるっていうふうにちょっと解釈しておるところですけども、億を超える被害があったということでありまして、この災害への町の災害復旧に対する姿勢っていいですか、私が欠席しておりました8月の臨時議会で、町長のほうからお話があったと思うんですけども、改めてその辺の取り組みに対する町長の強い気持ちをお聞きしたいと思います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今回の災害でございますけども、先ほど申しましたように、多くの被害が出ております。その被害を早急に、まず実態を調査するというところで、実は8月、9月と県の方から職員を派遣していただいております、その職員の方に、その災害復旧に関する設計等お手伝いをしていただきながら、早急に国の査定が受けられる準備を今進めておるところでございます、9月の3日より査定のほうも始まっておりますので、査定終了後にはすぐに災害復旧に努める工事に入ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長のおっしゃられるように、9月3日からの国への査定が、以降ですね、事業の、復旧事業の促進を図るという、町長のお気持ちを披露していただきました。

本当に災害関係者、災害の該当地域ですね、そのものの1日も早い復旧を望んでこの質問の2つ目に移らせていただきます。

今回の災害で床上浸水2棟、床下浸水5棟と、大変な被害に遭われた世帯の皆さんへの

国、県の補助制度があるかどうか、その有無、町の助成はないかどうか、伺います。

あわせて、8月の臨時議会でさまざまな農林業被害に対し、補助金を含め復旧予算が組まれておるところですが、それ以外の補助対象となっていないと思われる被害もあると推測します。これに対して町はどのように対応されているのか、伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

床上浸水、床下浸水の被害のあった世帯への国、県の補助や町の助成について、また農林業被害に対し、復旧予算が組まれたが、それ以外の補助対象となっていない被害に対し、町の対応について伺います、とのご質問でございますが。

7月豪雨で床上浸水や床下浸水被害に遭われた世帯の皆さんへの国の制度としましては、被災者支援生活再建支援制度というものがございます。これは、自然災害により住んでいる家が全壊したときに最高300万円の支援金を受けることができる制度でございます、都道府県が基金を活用して支給する支援金の2分の1相当額を国が補助するものでございます。

しかしながら、この制度の対象となる要件は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村、住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯など、様々な要件があり、このたびの7月豪雨の被害については、残念ながら対象とはなっておりません。

また、現在、町には住宅に対する補助金や支援金等の制度はございませんが、今回、床上浸水の被害に遭われたお宅には、地元の方と社会福祉協議会の職員、町の職員がボランティアで土砂の撤去等を行ったところござ

います。

各自治会も高齢化と人口減少により、共助の維持も難しくなりつつあります。当面は、先ほど申しあげましたように、町職員もボランティアとして支援するなど、行政として今できることは、しっかり支援をさせていただきたいと考えておりますが、被災住宅に対する財政支援につきましては、今はございませんが、今後ぜひ検討はしてみたいというふうに思っておりますのでございます。

また、農林業被害以外の、補助対象となっていない被害に対しての町の対応についてでございますが、本町では、水路や水田に土砂が流入するなど、国の災害復旧事業の対象とならない小規模災害の救済措置として、40万円未満の事業費に対して、5割を補助する「若桜町農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」を設けております。

この度の7月豪雨災害では、小規模災害が大変多く発生いたしました。それで、それらを踏まえまして、この度の小規模災害に対しましては、補助率を5割から8割にかさ上げさせていただいております。

また、大雨により、山からの土砂が豚舎と部落道へ流入する被害もございました。この度の補正予算で計上させていただいておりますが、豚舎の災害復旧におきましては、国の補助制度を活用して復旧いたしますが、知事をお願いをさせていただいて、県と町も補助のかさ上げを行い、受益者への負担軽減を図っておりますのでございます。

また、部落道の災害復旧につきましては、「若桜町部落道改修事業補助金交付要綱」を活用して、災害の復旧支援を行ってまいりたいと思っておりますのでございます。

この制度は、部落道整備に要する費用に対しまして、3分の2以内で補助するものでございます。この度の7月豪雨では、鳥取県で初めて大雨特別警報が発令され、本町におきましても多大な被害がございましたので、町

としましては、先ほども申しあげましたように、できる限りの支援を行い、早期復旧ができるように努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

おおむね理解させていただいたところであります。小規模災害に対しても、50%、80%の補助の制度があるということ、改めて確認できました。

町民のために、そういう補助制度を、でき得る範囲で周知していただいて、町民が少しでも恩恵に浴するように、努力をお願いしたいと思います。

それで、この間、自治会を通じて農業関係者様という形で回覧が回っておりまして、「平成30年7月豪雨農業関係被害について、農地等の災害が多発しましたが、小災害について下記により申請ください」と。

これについては、先ほど町長が申された範囲内での措置だというふうに思うんですけども、改めてこの辺の説明をしていただけたらありがたいです。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

この農地・農業用施設の災害の小規模群についてでございますけれども、先ほど申しあげましたように、今集約をしておりますのでございますが、補助率を5割から8割にかさ上げしておりますので、自己負担、集落負担についてはかなり軽減されるのではないかなというふうに思っておりますのでございます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

回覧のとおりということで理解しております。それで、これは例え話にさせていただきたいんですけども、町民の中には、小規模だからしょうがないなど。農業関係の話なんですけども。

それで、自治会でそういう取りまとめをされている場合に、遠慮して声を上げられないという方もあるんじゃないかなと思います。聞いたところでは、農作業用の機具を置いている小屋が流されたとか、そんなようなことも耳にしておるものですから、本人が申請せんことにはあれなんですけども、そういうその細かいところにも手を届かしていただいて、町民の立場で対応していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に移ります。この質問の3つ目です。今回、浅井地区で国道29号に土砂が崩落し、道路はしばらく片側交互通行となっていました。この箇所は、国が示している土砂災害警戒区域、特別警戒区域となっていたと思っています。

関連して、この箇所の上手は、29号を挟んだ両側に家屋、公民館があります。ここ数年、議会報告会がある度に、浅井自治会からは、隣接する山からの落石への対策が遅れていると意見が出され、その都度、担当課には住民に意見を聞くことを要請してきたにもかかわらず、この箇所の進展が図られていないと思われま。

6月定例会前の教育民生常任委員会において再度、進展を要請したところですが、現在の状況を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

ここ数年、議会報告会がある度に、浅井自治会からは公民館等の裏山の落石への対策が遅れていると意見が出され、その都度、担当課には、住民に意見を聞くことを要請してきたにもかかわらず、この箇所の進展が図られていないと思われる、6月定例会前の教育民生常任委員会において再度、進展を要請したが、今の状況を伺いますとのご質問でございますが。

5、6年前から、浅井自治会より議員ご御指摘箇所の落石防止について、要望を受けております。当然、あそこは危険箇所であるということも、重々認識のほうもさせていただいております。

この要望を受けまして、毎回、県のほうにも要望を行っておるところでございます、今年も8月3日に八頭県土整備事務所のヒアリングを受けたところでございますが、まだ回答のほうはいただいております。

従来、県からの説明は「治山事業により予算要求したが、なかなか予算措置がされない」とか、「急傾斜事業で対応すべきであり、治山事業の対応予定は今のところない」とかなどの回答をいただいております。

しかし、やはり前回も大雨のときに、ちょっと近くの場合の落石もございました。それで、あの箇所については、実は今年度予算で対応するようなことになっておったんですが、残念ながら、その処置をする前に落石がありました。

町としても引き続き人命、人家等に対する被害防止の観点から、県に強く要請をしまいたいというふうに思っておりますし、もし、この県の措置というものがなければ、やはり町として、その対応をどうしていくのかというのを、やはり住民の皆さんと協議しながら考えてまいりたいと。

それで、公民館の場所もあそこでいいのかということも含めまして、浅井の皆さんとちょっと協議をさせていただいて、対応を考え

てまいりたいというふうに思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長の御答弁をおおむね理解したところでありますけれども、今年度の予算で対応を考えたおっただけども、土砂崩れで云々という御答弁なんですけれども、その予算措置のされておった部分の箇所がそのまま崩落したという理解でいいのでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

先日7月の大雨の時に、浅井のちょうど入口、あの国道の所は通行止めになりましたけれども、あの箇所は、今年度予算で砂防をする予定でございました。

けれども、残念ながら、砂防する前に崩落してしまったということで、今年度中に、あそこは砂防を予算内でやるという話は聞いておるところでございます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

しっかりと後処理をしていただくように、あれはやっぱり県の仕事になるんですかね。

町長（矢部康樹）

はい、そうです。

議員（中尾理明）

してもらいのように働きかけていただきたいと思っております。あと、県への働きかけを毎年度やって、8月にもされたということをお聞きま

して、一生懸命取り組んでいただいているということをお聞きして、これまでもそういうふうには理解しておったんですけども、なかなかそういうこと、努力が関係自治会に十分な理解がなかったというのが、現実のところじゃないかなと思うんで、その辺のところを、今の現状、それから先ほど町長答弁されましたように、どうしても進展しない場合での、町のこの箇所に対する姿勢を先ほど言われたと思うんですけども、そういうことも含めて、改めて自治会への周知徹底、それから理解を促していただきたいというふうに思います。

通告では落石という形を言っておりますけれども、町の防災マップにあるとおり、土砂災害警戒区域でもあります。したがって、そういうことも、十分町としては把握をしておられると思うんですけども、改めてしっかり認識していただいて、前へ進めていただきたいというふうに思います。

この質問の第4に移らせていただきます。これまで、過去にも他の議員、私の知る範囲では4人ぐらいの議員が、これは前々期からの話ですけども、災害時の避難準備、避難勧告、避難指示について、その発令基準や避難情報の伝達方法の改善を当時の小林町長に質問されています。

今回の豪雨災害に対し、役場はもとより消防団、自治会、社会福祉協議会などとの連携により、死者を出すことなく町民の避難行動が適切に行われたと思っておりますが、町長の所見を伺います。

議長（川上守）

答弁求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今回の豪雨災害に対し、役場はもとより、消防団、自治会、社会福祉協議会などとの連携により、死者を出すことなく、町民の避難行動が適切に行われたものとするが、所見を

伺うとのご質問でございますが。

7月豪雨では、気象情報等によりまして、避難所の開設を行っております。7月6日の午後4時には、避難準備情報、高齢者等避難開始を発令し、社会福祉協議会と若桜町公民館池田分館を避難所として開設いたしました。

その後、午後7時40分には、大雨特別警報が発表されましたので、若桜学園、第1町民体育館、ゆうゆうわかさ、こども園、第2町民体育館、若桜町公民館、菴米公民館、寄来屋、旧池田小学校体育館を指定避難所として開設し、各避難所には職員を4名派遣しまして、避難所の運営に当たっております。

また、各集落の自治会では、12自治会が自ら公民館等を自主避難所として開設されまして、声をかけ合いながら避難され、指定避難所と自主避難所、合わせまして最大時では延べ451名の方が避難されておられます。

今回の避難につきましては、鳥取県で初めて大雨特別警報が発表されまして、初めて職員全員に招集をかけるなど、今までにない経験をしたことにより、また、反省点や改善点も見えてきているところでございます。

例えば、もう少し早い段階で避難所を開設して、日中の明るいうちに避難の呼びかけを行ったほうがよかったのではないかとか、避難する際の懐中電灯や、食料などを持って避難をしてください、というような周知が足らなかったのではないかと、また、「避難勧告」、「避難指示」などが発令をしたわけなんですけども、その言葉の意味が、なかなか町民の皆さんに伝わってないのではないかとか。

また、自治会長との連絡の意思疎通が不十分だったのではないかと、また、職員を一遍に全員招集したことによりまして、長期化した場合の備えが手薄になるのではないかなど、反省すべき点や改善点が、いろいろ出てきておるのは事実でございます。

職員から出されました反省点や改善点もまとめしておりますので、その点を踏まえながら、

町民の皆さんが安全に避難でき、安心して過ごせるように、しっかりと協議をして体制強化を図って、今後の災害等の対策にあてていきたい、そして、皆さんの安全安心という部分を、しっかり守っていききたいというふうに考えておるところでございます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

役場の皆さんの全員参加で、西日本豪雨です、ね、取り組まれたということは耳にしておりますし、よくやっていただいたんだと心から感謝申し上げる次第です。

ちょっとこの間の、時系列による被害の状況や避難準備、勧告、指示の資料を見させていただいて、ちょっと思いつくことは、池田地区、吉川地区に午後22時何分ですか、避難指示が出たり、翌朝の夜中ですかね、浅井地区への一部の方への避難指示が出されておったというのを、ちょっと今、思い起こしたんですけども、こういう、その夜中での対応が、やっぱりせないけんときはせないけんわけですけども、それ以前に予測するっていうか、夕方段階で、その移動ができるような取り組みがこれから求められていくのではないかなというふうにも思いますんで、その辺の事を、ちょっと町長にもう一度お尋ねしたいと思うんですけど。

議長（川上守）

答弁求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

先ほど、中尾議員さん言われましたとおりに、やはり予測をしていくという事は、大変大切なことだと思っております。先ほどの反省点でも述べましたけども、やはり、明るいうちの避難を呼びかけていくということ、

例えば空振りになっても、そういうことをやっぱり心がけていく必要があるなど、やはり夜の避難というのは、かなり厳しい、大変でございますし、何かあったら困ると。

ただ、浅井の場合につきましては、実は急遽落石がございまして、それで夜中になってしまったんですけども、やはり、呼びかけに関しては1軒1軒回らせていただきまして、放送ではなくて声をかけさせていただいて、一緒に、避難所に職員が連れていったということをさせていただいております。

でも、やはりその避難については、今もそうなんでもございますけど、明るいうちに、できるだけ声をかけて移動していただくように努めてまいりたいと思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長のほうからも空振りを恐れることなく早めの勧告、指示をすべきじゃないかというお話であります。この間も、前々期からですけども、複数の議員がその空振りを恐れるなど、そういうことに対して当時の小林町長もそういう立場でやりたいっていうことも再三おっしゃっているのを確認しましたが、改めて町長の基本姿勢として言われたとおり確認させていただきました。

この質問の5番目です。平成24年9月の私の一般質問に対し、執行部から、その年の3月には、町の防災計画の改訂版が策定されたと答弁をいただきました。同時に執行部からは、何らかの形で改訂版の計画を公表すると答弁されましたが、どのように扱われたのか伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

平成24年9月の一般質問に対し、町の防災計画改訂版の公表について答弁されたが、どのように扱われたのか伺いますとのご質問でございますが。

現在の若桜町地域防災計画は、平成24年3月に見直しをしたところでございます。平成24年9月定例会の一般質問でも、前小林町長が答弁しておりますように、様々な相互応援協定を締結するなど、状況が変化しております。また、災害対策基本法の一部改正などもございますので、若桜町地域防災計画は毎年見直しを行うため、若桜町防災会議で、内容等について審議をしております。

若桜町地域防災計画改訂版の公表についてでございますが、8月23日から24日にかけて接近した台風20号から台風情報などをホームページに掲載するようにもいたしましたところでございます。また、それと合わせまして、地域防災計画も掲載いたしましたところでございます。

ただ、現在掲載したものについても、内容等の見直しが必要でございますので、若桜町防災会議で審議していただいた後、11月下旬を目途にホームページに掲載してまいりたいと考えております。

また、現状の若桜町地域防災計画は、300ページを超えるものでございますので、住民の皆さんが見やすく、理解しやすい概要版のようなものを作成して配布していくよう、検討もしてまいりたいと思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長のおっしゃられたことをおおむね理解

し心強く思いました。これは、前町長時代に私が質問したと重なるんですけども、ホームページも大事な情報手段ではあるんですけども、同時に、やっぱり町民的にはやはり書いたものを目にしたいというのが多くの要望じゃないかなと思います。

したがって、先ほど町長がおっしゃられた、わかりやすいものを提供していただけるということですので、是非、その実現をお願いしたいというふうに思います。

私が質問して以降、何度かこのことについては執行部とやりとりしておるんですけども、進展がされてなかったということは事実でありまして、その辺のことも改めて認識していただいて、早めの対応をお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。この質問の6番目です。昨年の議会報告会で、池田地区のある集落から、昨年の4月、広報わかさに9施設の避難所指定の記事が出たが、池田地区の避難所は記載されていなかった、何とかしてほしいとの要望が出されました。その後、執行部に質した中で、旧池田小学校体育館が指定避難所となる旨、返答されました。

しかしながら、このたびの災害に対しては当初、若桜町公民館池田分館が避難先としてマスコミに報道され、このマスコミだけじゃないと思うんですけども、恐らく防災若桜町でも流れたと思うんですけども、その後、旧池小体育館も避難先として利用されましたが、その経緯について伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

当初、町公民館池田分館が避難先として報道され、その後、旧池小体育館も避難先として利用された経過を伺いますとのご質問でございますが。

若桜町地域防災計画の改正当時は、池田地区の避難所は旧池田小学校の体育館となっております。その後、アロイ工業株式会社が旧池田小学校を使用されることとなり、体育館にも工業製品を置かれていたということで、避難所の指定解除をしたという経過がございます。

中尾議員が言われましたように、地元からの要望がございまして、行政としても池田地区の避難所は必要であるという判断から、アロイ工業株式会社と協議をいたしまして、避難所として利用することができるようにしていただいたところでございます。

7月豪雨の際は、畳の部屋があること、テレビや電話などの通信機器や冷暖房設備が整備されているなどを考慮いたしまして、池田分館を、最初は、避難所として開設をさせていただきました。

そのとき、56名の方が池田分館へ避難されましたが、避難された方から、「川が近く、増水が心配だ」と、また、「石が大きな音をたてて流れているので怖い」などの意見が出されました。そこで協議を行いまして、住民の不安をできるだけ解消したいということで、旧池田小学校の体育館を避難所として開設いたしました経過がございます。

その結果、約20名の方が池田分館から体育館へ移動をされ、直接体育館へ避難されました方と合わせますと、65名の方が旧池田小学校体育館へ避難をされました。

今後は、やはり地域の皆さんの意見をお聞きしながら、池田分館がいいのか、体育館がいいのか、旧池田小学校の校舎も含めまして、池田地区の指定避難所の検討を、再度してまいりたいというふうに考えておりました。

やはり、災害に関しましては、いろんな状況がございます。その状況に合わせた判断というものも必要となってくると思いますので、合わせまして、検討のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

よくわかりました。指定避難所と言うんですけども、これは即、災害が起こって避難を呼びかけた時にそこに移るんでなくて、ちょっと町長が答弁されたように、各自治会で自主的に公民館とか、近くでそういう対応をしないといけませんし。

このたびについては、設備の整った池田分館が最初、提供されたというふうに思って、それも当然じゃないかなと。それで、この間、私、住民の方から聞いてよかったなと思うのは、池田小学校の体育館、校舎も利用されたんですかね、ちょっと定かでないですけども、座布団や敷布団や掛布団が用意されていて、寝られてよかったなと言う方がありました。

毛布と水とか食料を持って来てくださいという、町からの防災無線が流れましたけども、簡単に持って行ける人はええと思うんですけども、いろいろなケースがあると思うんで、その辺、臨機応変に対応できるような町の対応が必要になるかなと思いますんで、その辺のことをちょっと町長に。すいません。

議長（川上守）

答弁求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

当然、避難所でございますので、指定避難所と今、何か所か指定はさせていただいてるんですけども、そこに避難される方については、必要最小限のものについては、当然町が準備しておくものだというふうに思っております。

今、現在も水ですとか、毛布ですとか、その他諸々のものを既に配置させていただいてるところでございます。ただ、この避難す

る際には先ほど申しましたけども、やはり皆さん、避難袋等に必要なものをやはり持って来て避難していただくということも大切だと思います。

町の方も、当然来ていただいた方が寝られないような状況では困りますので、きちんと寝られるような毛布の準備、それから枕であったり、必要最小限のものは町が準備するという形を取りたい。まずは、必要に応じてそのないものについては、またそこに運ぶということも、今、やってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

ありがとうございます。この質問の最後になります。過去の一般質問でも提案しましたが、平成24年に策定された防災計画改訂版に沿い、この間、各自治会と協議され、この平成24年ですかね、確認できた避難先、県の示した土砂災害警戒区域、特別警戒区域イエローゾーン、レッドゾーンですかね、これも確か平成24年のころだと思うんですけども、平成23年に町民に配布された、ハザードマップ付き防災の手引きの改訂版を作成すべきではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

平成23年に配布された「ハザードマップ付き防災の手引き」の改訂版を作成すべきではないかと考えるが、所見を伺うとのご質問でございますが。

平成23年に配布いたしました「若桜町防災の手引き」は、災害時や避難時や日頃から

各家庭で防災対策に役立てていただくために作成し、地震、土砂災害等が発生したときの行動マニュアルや災害対策としての日頃の備え、避難する時の非常持ち出し品などが記載されておりまして、若桜町内にある避難所や、土砂災害危険箇所などが記載してある防災マップと合わせまして、各家庭に配布いたしました。

しかしながら、中尾議員がご指摘のとおり、配布してからかなりの年月が経過しております。まずは担当課で内容等を精査し、災害対策基本法の改正や、他県等の震災や土砂災害のデータも多く出てきておりますので、それらを教訓としながら改訂が必要かどうか、または、増刷でも対応できるのではないかということを含めまして検討をいたして、配布できるように進めてまいりたいと思います。

今、中尾議員さんが言われました手引きはこういうものでございますが、多分どの家庭も「ありますよ」という家庭がどれくらいあるか、調査をしておりませんが、無くしておられる家庭もあることと思いますので、こういうものを普段からやはり見ていただくということ、大変必要なことだと思っておりますので、そういう形で対応していきたいと思っております。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長のご答弁どおりに進むように期待するんですけども、それは当然マップの改訂も含まれているというように理解しているんですけど、そのことをちょっと。じゃあ、後で総括的に答えていただければいいです。

マップも改訂されるというふうに思いますし、いわゆる防災の手引きがないという方があるということを私自身知りました。これは、台風20号が接近して、まだ若桜に近づいて

ないころの話なんですけども、近所のある方から、ハザードマップというものはないんかいやというようなお話があって、実は、平成23年に、防災の手引きとそれに添付してマップが全戸配布されているという話をしたんですけども、どうもその人の家には手元にないということで、ちょっと言い方が適切じゃないかもわらんですけども、町の方にこのたびの質問も用意しているし、質してみるというような話をしたところです。そういうことで、改めて町長のご答弁を、マップの中心をお願いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

防災マップについてでございますけども、やはりハザードマップが出てきましたり、レッドゾーン、イエローゾーンなどもございますが、どこまで記載するかというのは、ちょっと内部で検討させていただきたいと思っておりますけども、やはり必要であるということも認識は充分しておりますし、言われましたように、手引きについても、やはり内容をもう一度精査しながら、やはり町民の皆様が見やすいものを作らないと、全く意味がございませんので、特に、文字の大きさであったりというものにも注意しながら、再度、よく検討をさせていただいて、配布できるように努めてまいりたいと思います。

議長（川上守）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

よろしく申し上げます。大きな質問の2番目に入ります。給食費の全額助成の提案についてであります。

10年ほど前、何人かのお孫さんと暮らし

ていらっしゃる方から、少子高齢化で、若い親子が安心して生活できる若桜をつくらないといけんぞ、そのためには、学校給食をただにするぐらいなことをやらないといけんと言われたことを今も忘れません。

その後、町の積極施策として半額助成が始まり、関係者の方々に大変喜ばれています。文科省が平成30年7月27日、今年の2か月前ぐらいに、学校給食費の無償化等の実施状況及び安全給食の実施状況の調査結果を発表しています。それによると、小学校・中学校とも無償化の自治体が76自治体、そのうち93%が町村であると説明しています。

また、小中いずれか無償化を実施、一部無償化を含めると29.4%となっています。調査では、無償化を開始した目的の例として、食育の推進、人材育成、保護者の経済的負担の軽減、子育て支援、少子化対策、定住・転入の促進、地方創生などを挙げています。

全国的には、まだ実施自治体は少ないものの、この分野で先進的に自治体が行われているのは群馬県だというふうに私は思います。今年6月までに完全無償化22.9%、全国トップの取り組みをされています。

このような先進地に学び、子育て支援、保護者の教育費負担の軽減を図り、安心して住み続けられる若桜町にしていくために、無償化を決断すべきときではないかと考えますが、教育長の所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。新川教育長。

教育長（新川哲也）

中尾議員から、子育て支援、保護者の教育負担の軽減を図るために、給食費無償化のご提案をいただきました。学校給食に係る経費の負担につきましては、学校給食法第11条第1項に、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要

する経費は、義務教育学校の設置者である市町村の負担」とされており、また、同法第2項では第1項に規定する経費以外の学校給食に要する経費、これが食材費用として、いわゆる給食費に当たる部分になるわけですが、「児童又は生徒の保護者の負担」ということにされております。

こういったことから、保護者の方からこの規定に基づき給食費をいただいているということになります。給食をつくるためには施設を整備し、人を雇い、食材を購入して調理をするということになるわけですが、そのうちの食材費を給食費として保護者から負担していただいておりますが、それ以外の費用は、はじめから公費負担ということになっております。

本町におきましては、議員ご指摘のとおり、給食費の助成制度を実施してきております。平成24年度は給食費の3分の1、翌年の平成25年度からは給食費の2分の1助成をさせていただいております。本年度、小学校で児童1人当たり月額2,400円、中学校で生徒1人当たり月額2,850円の助成を行っておりまして、給食費助成としては、総額359万9千円を予算計上しているところでございます。

学校給食は、成長期における児童生徒に望ましい食習慣の基礎を養う重要な役割がございます。若桜学園における食育の推進につきましては、栄養教諭を配置して、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、積極的に地産地消を心がけ、栄養のバランスの取れた安心安全でおいしい給食を提供できるよう努めております。

中尾議員もご存じのとおり、本町では子育て支援や若者の定住促進事業ということで、特別医療費助成制度、こども園入園お祝い事業、保育料の無償化、修学前支援事業、入学・進級祝金の支給、放課後・夏休み等などの学

習支援教室などさまざまな教育、子育て支援に取り組んできております。

また、教育環境の整備を積極的に進めております。若桜学園では昨年タブレット端末30台と電子黒板5台を導入し、ICT機器の配備も進めております。よりわかりやすい授業、子供たちそれぞれに応じた学びの実現を目指しております。

さらに、本年度は、昨年度の中学生教室に引き続きまして、小学生教室などにエアコンを整備し、学園内のエアコン設置工事が完了しております。これは県内の市町村に先駆けて快適な教育環境が整備されたというふうにも思います。

このようなことから、本町の子育て支援や保護者の負担軽減策並びに教育を受ける環境は、他の自治体と比較しても見劣りしないほど充実をしているというふうにも考えております。

議員ご提案の給食費無償化につきましては、現在、本町で実施しているさまざまな子育て支援策、保護者負担軽減策などを総合的に判断し、取り組むことが必要と思いますので、給食費の無償化につきましては、現時点においては考えておらんというところでございます。

議長（川上守）

中尾議員の一般質問をこれで終了します。

続いて一般質問を許します。3番、青木一憲議員。

議員（青木一憲）

皆さん、改めましておはようございます。3番、青木一憲です。朝早くから傍聴にお越しの皆様、インターネット中継をごらんの皆様ありがとうございます。

9月8日には、若桜学園の運動会が行われました。6時半の防災無線で開催するとの放送が入り、正直、雨が降るのはわかっているのに本当にするのかないと思いました。プログ

ラムの変更はありましたが、雨が降ったり止んだりする中、「虹、みんなで協力、明るく挨拶、前向きな心、学年間のかけはし」をスローガンに、児童生徒が精一杯頑張って演技や競技をする姿を見て感動しました。色別対抗では、上級生が下級生を助けながら演技をしていて本当に誇らしく思いました。

午後からは、体育館からの演技や競技になりましたが、児童生徒には心に残る運動会になったのではないかと思います。閉会式で、生徒会副会長の言葉の中に、9年生が一番人数の少ない学年、本当に学園を引っ張っているのだろうか心配でしたが、下級生、先生方、家族、地域の皆様、そして9年生の協力があり、これまで学園を引っ張っていくことができ、運動会も無事に終わることができましたと言っていました。

息子たちの学年でもあり、最上級生として下級生をまとめていった姿と、9年生のやり切った顔を見ていると涙が出ました。スローガンの中の、学年間の架け橋とありますが、学年間を超えた架け橋になり、スローガン以上の運動会になったのではないかと思います。

学園も開校して7年目に入り、発展から進化期に入っていると思います。若桜学園の教育は、県下でもトップクラスだと私は思っています。若桜の地域性や特色をもっと出していきたい、さらなる進化をしていただきたいと思っています。

それでは通告しておりました質問について順次させていただきます。

1つ目の、交流人口についてお尋ねします。(1)です。氷ノ山への年間を通じての集客を図るため、氷ノ山リゾートの充実を選挙の公約で挙げられ、所信表明でも氷ノ山観光への強い気持ちを述べられました。私も同感するものの1人です。

6月の定例会の一般質問の山根議員の答弁の中に、バレーボールなどスポーツの聖地となる取り組みをやっていきたいと考えている

と答弁されましたが、具体的にどのように描いておられるのかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

氷ノ山リゾート、氷ノ山観光への思いや、また、6月の一般質問の答弁に「バレーボールなどスポーツの聖地となる取り組みをやっしていきたいと考えている」とありましたが、具体的にはどう描いているのか、とのご質問でございますが。

氷ノ山は、スキーやスノーボードなどのウインタースポーツだけでなく、年間を通してさまざまなスポーツを楽しめるエリアにしていきたいというふうに考えております。

現在、氷ノ山には、主に関西方面からの大学生や高校生を中心に、さまざまなクラブやサークルの合宿地に選んでいただいております。若い世代が、様々な活動のために氷ノ山に来ていただいております。昨年度は約50団体で、延べ6千人の大学生・高校生が合宿に来ておられるところです。

こうした大学や高校のクラブやサークルの活動の場として、これまでの実績をもとに、一層の認知度を高めていく取り組みを行ってまいりたいと考えておるところです。

特に、春や秋の閑散期に氷ノ山に来ていただくための仕掛けづくりというものがやはり必要であるというふうに思っておるところでございます。そのための1つの方法として、スポーツを通じた集客への取り組みというものが必要ではないかというふうに思っておるところでございます。

そのためには、アクセス面においても今トンネルができております。利便性も向上もいたします。また、グラウンド整備のほうも行ってあります。それで、氷ノ山にある施設の充実もやはり地元の関係者と協議しながら、

氷ノ山でさまざまなスポーツが取り組めるようにしていくためにも、これから団体や関係機関とも働き掛けながら、ぜひ前向きに検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（川上守）

青木一憲議員。

議員（青木一憲）

本当に、春とか秋とかが本当に氷ノ山に来てもらえるのが少ないと思います。ちょっと調べてみたんですけど、大学の中でサークルの一番人数が多いのは、テニスだそうです。やっぱり、そういうテニスとかも中に入れて、せっかくテニスの施設もあるので、テニスとかもその中に入れたらもう少し集客とか、交流人口も伸びるのではないかと思います。

それと、さっきの答弁の中で、グラウンドの整備とありましたが、そのグラウンドの整備はどのような感じで考えておられるのかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

グラウンドの整備についてでございますけれども、今、トンネルの残土のほうを持って行ってございまして、そのグラウンドに接ぐために今、土を入れておるところでございますが、やはり、どういうグラウンドを作っていくのかっていうのは、当初計画はございますけれども、やはりその計画もあわせながら、その地元の方と協議をしながら、どういう内容のものがいいのかっていうのは検討してまいりたい。

まだ、このグラウンド整備については、今、補助事業は全くございませんので、何とかその補助事業をつくっていただける取り組みも

合わせて今後やってまいりたいと思っておるところでございます。

議長（川上守）

青木一憲議員。

議員（青木一憲）

地元の方の意見を聞きながら、また、町民の方の意見を聞きながら、本当に作ってよかったなと思えるグラウンドにさせていただけたらと思います。

町長が描いておられるスポーツの聖地を実現するためには、「氷太くん」が本当に重要になってくると思います。氷太くんは、氷ノ山の顔でもあります。評判が下がれば氷ノ山全体、いや、若桜町のイメージが下がります。幾ら地元の人が頑張っている、氷太くんの協力がないと実現はできないと思います。もっと地元に寄り添い、協力できる組織にさせていただけたらと思います。

次の（２）の質問に移ります。この質問は、平成２８年６月の定例会でも質問させていただきましたが、町長も代わり、新体制でのお考えを再度お尋ねするものです。

本町には、スポーツのできる施設がたくさんあり、安価で使用できます。私はバレーボールが得意なので、バレーで例えるなら、町長が教育委員会におられたときにＪＴの選手に来ていただき、バレーボール教室をされたことがあります。私も参加させていただきましたが、たくさん子ども、保護者が来ておられました。

バレーに限らず、若桜に行けば何かのスポーツ教室、合宿をしている町になれば、交流人口も増加し、経済効果も生まれると思います。まずは、全日本クラスは無理かもしれませんが、来ていただき、スポーツ教室を開催してほしいと思いますが、町長の所見をお伺いします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

若桜が何かのスポーツ教室、合宿をしている町になれば交流人口も増加し、経済効果も生まれます。まずは、全日本クラスの選手に来ていただき、スポーツ教室を開催してはどうか、町長の所見を伺いますとのご質問でございますが。

本町に、全日本クラスの選手に来ていただきスポーツ教室を開催することにつきましては、まだまだ多くの課題もございますが、やはり集客促進という点で考えますと、１つのいいアイデアではないかなというふうに思っております。

また、スポーツの分野ではございませんが、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の演奏会を毎年氷ノ山で開催しておりますが、この演奏会には鳥取県東部を中心に多くの方々においでいただいております。今年も、若桜学園や地元高校の生徒らとともに一緒に演奏する場面もございました。若さあふれる楽しい演奏会でもございました。

このように、高校生でも全国クラスになれば、多くの皆さんに関心を持っていただける一番いい事例ではないかなというふうに思っております。せっかく氷ノ山に合宿に来られる大学や高校のクラブやサークルがございまずので、そちらの皆さんと連携をしながら、交流事業を開催していくことも新たな交流人口が創出できるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひそちらのほうの取り組みも考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

また、氷ノ山でのスポーツ教室などの開催につきましては、やはり閑散期の集客には、必ずつながっていくんじゃないかなと思っておりますので、先ほど答弁もさせていただきましたけれども、前向きにぜひ検討をしてまい

りたいというふうに思っております。それで、先ほど青木議員さんも言われましたけども、議員の皆さんや町民の皆様の中にも、やはりスポーツ関係者であったり、スポーツ団体に通じた方っていうのはたくさんいらっしゃると思います。

ぜひその皆様方の協力のほうをお願いさせていただきながら、氷ノ山で今以上の多くの方に来ていただけるための施策を今後もやはり考え進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（川上守）

青木一憲議員。

議員（青木一憲）

僕も、町のスポーツ関係者の一人として本当に協力をしますので、一緒に本当にやりましょう。はい。本当にいろんな方に声をかけて協力させていただきます。

次の質問に入らせていただきます。2つ目の、子どもたちのスキー振興についてです。今までに、何人もの国体選手を生み出している氷ノ山スキー場ですが、近年、児童生徒があまりスキー場に上がっていないように思います。その原因は交通面、料金、保護者の都合などいろいろ考えられます。

そこで、子どもたちにスキーの楽しさを実感してもらうために、若桜学園の児童生徒に、現在、リフト券助成されていますが、試験的に無料にしてはと考えますが、町長の所見をお伺いします。

議長（川上守）

答弁求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

若桜学園の子どもたちにスキーの楽しさをもっと実感してもらうためにも、現在のリフト券助成を、試験的に無料にしてはどうかと

のご質問でございますが。

議員ご指摘のとおり、児童生徒数が減少していることや、昔に比べ子どもたちを取り巻く環境も多様化し、スキーをする子ども年々減ってきております。若桜には、スキーができる環境が整っております。若桜で育っている児童生徒の皆さんがスキーを楽しみ、スキーを通して若桜に愛着を感じてほしいというふうに、以前から常々思っておりました。

議員ご提案の、リフト券の無料化でございますが、今シーズン、ぜひ試験的に導入を試みたい。そして、生徒や保護者の皆さんが、本当に氷ノ山に対してどういう気持ちでられるのか、スキーを楽しみたいという気持ちはどうなのかというものを、ぜひ感じてみたい、見てみたいというふうに思っておるところでございます。

無料化の狙いといたしましては、保護者にとりましては、子育て環境の充実にもありますし、また共通のスポーツを通して親子でも楽しみながら子育てに育んでいただくというようなことも考えられます。

また、子どもにとりましては、体の健やかな成長や技術力の向上、さらに、郷土への愛着などを感じていただきたいというふうに思っております。また、スキーをする機会が町民の中で増えることによりまして、若桜氷ノ山スキー場の活性化にもつながっていくのではないかなというふうに考えておるところでございます。

議長（川上守）

青木一憲議員。

議員（青木一憲）

すごいいい答弁をもらいましてありがとうございます。子育て支援という観点もありますけど、本当に、子どもたちにスキーの楽しさっていうのをわかって、実感していただくことがまず大事だと思うので、試験的にでも

本当にやってただけで、できれば何かアンケートみたいなもんをされたら、また、いいのかなと思います。

冬場のスポーツと言えばスキーでした。毎週のように上がり、時には茗荷谷からスキーを担いで上がったことを思い出します。せっかくスキー場のある町に住んでいるのに、スキーが滑れない子どもがいることは、本当に、残念です。

無料にしたからといって、さっきも町長言っておられます、全員が行くとは限りません。でも、1人でも多くの児童生徒がスキーの楽しさをわかっただけ、スキーがうまくなり、大会等に出ただけ、氷ノ山から国体選手等出ることを期待し、質問を終わらせていただきます。

議長（川上守）

暫時休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。
一般質問を許します。5番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

皆さんこんにちは。5番、山本安雄でございます。傍聴においでいただきありがとうございます。インターネット配信でごらんの皆様ありがとうございます。

去年のこの9月だったと思いますが、冒頭で自然災害の話をしていただいたと思います。今年も7月豪雨、それから岡山真備町、北海道にありましては大地震の発生ということで、本当に防災、防災と注意しながら、いつまで経っても大きな災害が発生しております。なかなか自然相手のことでございます

ので、大変ではございますけれども、日々の防災に心がけながら自然と向き合いながら、自然に、どういうんですかね、生かされているということなのでしょうか、コントロールすることは非常に難しいわけですが、日々訓練していかなければならないと強く思ったところでございます。

そうしますと、通告しております質問に入ります。地方自治法244条の2では、公の施設の管理について、施設の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、法人又はその他の団体に管理を行わせることができること謳っております。

本町、若桜町でも多目的集会施設だとか、29工房、活性化施設、氷ノ山関連施設など指定管理をしております。指定管理を指定した施設はたくさんあるわけですが、設置目的が達成されていると判断しているのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（川上守）

答弁求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

地方自治法第224条の2では公の施設の管理について謳っており、若桜町でも多くの施設を指定管理者に指定しており、それらの施設について、設置目的が達成されているのか伺いますとのご質問でございますが。

議員のご指摘のとおり、若桜町では、地方自治法の規定に基づき、公の施設の6施設を指定管理者に指定しております。

6施設とは、氷ノ山関連施設、道の駅、地域福祉センター・ドリーミー、活性化施設・味工房、多目的集会施設、わかさ29工房でございます。各施設の設置目的は条例で定められており、個々のご説明については省かせていただきたいと思います。

地方自治法の趣旨からすれば、公の施設の設置目的は、公共の利益のために多くの住民

等に対して均等にサービスを提供することにございます。そこで、各施設内の平成29年度の利用者数等をご紹介させていただきたいと思ひます。

氷ノ山関連施設は4万8,399名、道の駅は8万7,331名、地域福祉センター・ドリーミーは1万5,594名、活性化施設・味工房は2,289名、多目的集会施設は1,126名、わかさ29工房は鹿、猪合わせまして2,156頭の処理を行っておるところにございます。

以上、各施設とも、設置目的に沿った多くの方のご利用や、捕獲した有害鳥獣の有効活用がなされ、一定の評価はできるのではと考へておるところにございます。また、7月豪雨などの際に避難所となったドリーミーや、ジビエ利用で先進的な取り組みをしております、わかさ29工房は、十分評価に値する活用がなされているのではないかなというふうに思っておるところにございます。

一方、利用時間の延長や、利便性の向上などを望む声などもまだまだあるのは事実でございますので、そういう課題につきましても、ぜひ課題解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。そして、利用者のサービス向上を図り、各施設の設置目的がさらに達成されますよう、町としまして各指定管理者への管理・監督責任を果たしてまいりたいと考へているところにございます。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

6施設の、それぞれの29年度の利用状況ということで個々の利用者数を挙げていただいたということですが、これが、設置目的に沿って、それなりの評価は上げているという町長答弁でございました。その中に、利用時間の問題だとか、それから利便性の向上とい

う話が出ているということですが、これはさらに、さらに利用して活性化していきたいという、そういう考へのもとでこういう話が出ているということによろしいのでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

先ほど、利用時間の延長や利便性の向上につきまして答弁させていただきましたけども、これにつきましても、やはり、町民の皆さんが活用するために、今の決められた時間内が適切なのか否か、もっとこういうふうに使いたいという要望、実は出てきております。

また、利便性の向上、例えば多目的集会施設、2階にございます、農協の2階にございます。ところがやはり階段を上っていくということが、かなり難しい方もございますので、そういう点についても、どういうふうに解消していけば使いやすくなるのかというようなことを含めまして、全施設の利用時間について、もう一度再検討が必要かなというふうに考へておるところにございます。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

非常にうれしいこととして、さらに利用していただけるようにということでございます。2番目の質問になりますが、施設の管理状況や業務及び経理は、どのようにされているのか伺いをいたします。施設そのものの管理ということも設置管理要綱にあったと思ひます。

議長（川上守）

答弁求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

施設の管理状況や業務及び経理はどのようにされているのか伺いますとのご質問でございますけれども。

各施設とも、町と指定管理者との間で管理運営に関する協定を締結させていただいております。協定には、指定管理者が行う業務の範囲や、施設の備品内容、管理運営費、その支払い方法、維持管理、指定管理期間などを定めております。

指定管理者はその協定に基づき、管理運営費及び利用料金等を財源にして、施設の設置目的に沿った支出を行いながら、管理運営を行っております。

なお、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会といたしまして、協定の中で3年間という指定管理期間を設けております。また、年1回、利用状況や収支状況などを記した業務報告の提出も義務づけております。

今後も引き続き、町としましても指定管理者が適切な管理運営を行っていただけるよう管理・監督に努めてまいりたいと考えております。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

協定によって管理されておるということでございますし、指定管理期間は3年間で見直しということと、年に1回、報告書によってチェックをしているということでございますが、こうやって、たくさん利用していただくということになりますと、収入もあるわけでしょうが、費用的なもん、この組織の経営に対してはどのようなことになっている。指定管理することによって、どういうんですか、組織を圧迫しているということはないのか。

議長（川上守）

答弁求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

指定管理によりましての運営圧迫があるかないかというご質問でございますけれども、指定管理とは、あくまで施設の維持管理をお願いするというところでございまして、例えば団体の運営経費であったり、そういうものを見るというものではございません。それとはまた別に、運営に関しては、補助金等設けておりますので、施設管理についての指定管理については、運営圧迫はないものというふうに理解をしております。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

ありがとうございます。どういうんですか、しっかり管理されておるその組織についても、影響を及ぼしてないということでございます。

次、3番目の質問に入ります。3番目の質問に入る前に、活性化施設だとかについては、生産者それから農産物の加工販売、設置目的ですね、それについてしっかり活動されているということは私も認識しておるところですし、氷ノ山関連施設は町内、宿泊できる場所は数少ないわけですが、このたくさんの方が宿泊して交流できるという施設でございます。

そういう施設は町としてもしっかり応援していかなければならないのかなという、そういう観点から質問をさせていただきます。

平成28年度、観光開発事業団からの納付金の内訳1,300万円放棄。それから農林振興では1,000万円の赤字を、補助金という形だったと思いますが、補填したということでございます。

ところが、事業計画に大きな変化が見られ

ない。先ほど言いました活性化施設に至っては、それぞれ地元の人でしっかり運営しているということ、いい循環ができつつあるのかなとは思いますが、どちらも若桜町が出資した組織であります。

今後、町として応援していくに当たり、各課連携することであったり、人材支援といえますか、人材等も含めて支援していく必要がある、そのように思いますが、町長はどのようにお考えでしょう。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

観光開発事業団と若桜農林振興は、どちらも若桜町が出資した組織であり、施設の設置目的を達成するために各課で連携しながら、人材等も含め、支援をする必要があると思うが、所見を伺いますとのご質問でございますが。

本町は、一般財団法人若桜町観光開発事業団に、「若桜町氷ノ山関連施設」及び「道の駅・若桜 桜ん坊」、有限会社若桜農林振興に「若桜町活性化施設・味工房」を指定管理者としてそれぞれ指定させていただいております。

議員ご指摘のとおり、町は平成28年度に観光開発事業団の指定管理納付金約1,300万円を放棄いたしました。これは、平成27年度の記録的な暖冬により事業団が赤字決算となり、健全な管理運営に支障をきたすため、議会議決を得て措置させていただいたものでございます。

また、若桜農林振興につきましても、平成27年度末の累積赤字が約1,100万円となり、資本金約1,400万円にせまる事態となってまいりました。本町の農業・農地を守る担い手として健全経営を行なわせる観点から、赤字補填を行なった経過がございます。

そのような措置をしたにも関わらず、事業

計画に大きな変化が見られないのご指摘でございますが、両団体とも指定管理施設の設置目的を果たすため、施設の事業をいろいろ行なっていただいております。

平成29年度決算を見れば、観光開発事業団は雪にも恵まれました結果、540万円の赤字となりました。しかしながら、天候に左右されるという面もあるのは事実でございます。

また、若桜農林振興は、新規に行おうとしたエゴマ事業の遅れなども原因に、約160万円の赤字が発生しております。株主総会の中でも、事業体質や体制の改善を求める意見もございました。町としましては、町の農業施策の推進に当たり、若桜農林振興をどう位置づけて、どのように農業の担い手の一翼として担わせるか、町の方針を再度検討した上で、米生産やエゴマ搾油加工等にかかわっていただくようにというふうにご検討いただいております。

まずは、両者とも指定管理者として指定管理料の中で最大限の努力をしていただくということが必要でございます。その中で、施設の設置目的を果たす上で必要が生じれば、人材支援を含め、町の支援を今後検討していくことも必要かなというふうには思っております。

すいません。先ほど答弁の中で観光開発事業団の決算、29年度決算後、540万円の赤字というふうに申しましたけども、540万円の黒字でございますので、訂正のほうよろしく願いいたします。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

事業団については黒字で、農林振興については、はっきり原因が明らかにされているということで、そういう意味では今後期待して

いいのかなというふうに思っています。

もともと設置目的として、活性化施設は農業の活性化を図ると。それから、特産品産地化、加工農産品の研究開発ということで、そういう意味でも委託金も出ておるところでもありますし、「氷太くん」については、町内外の人たちの交流促進と町の活性化という大きな目的が定められているところでもあります。

町長の先ほどの答弁のとおり、しっかり支援、連携しながら、人材等も含めて応援していくということでございます。先ほどの青木議員の一般質問の中でもありましたが、事業団については、環境ですか、管理していく部分の環境整備が整いつつあるなということをもって聞かせていただいたところでございます。さらに環境整備、周囲の環境整備も含めて応援していただけたらと思います。

続いて、4番目の質問に入ります。指定管理者選定については、平成28年3月1日告示第7号ですが、「若桜町指定管理者選定委員会設置要綱」が施行され、要綱では「委員長、副委員長は町長、副町長及び教育長をもって充てる」ということで、当該この応募者の役員が選定委員であったということ。また、指定管理者に選定されたら補助金や指定管理料、委託料ですね、が支払われるということは不公平があるじゃなくて、そういう恐れやそういうふうに誤解をもって見られる可能性があると思いますけれども、どのようにお考えでしょう。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

若桜町指定管理者選定委員会設置要綱では委員長、副委員長は町長、副町長及び教育長をもって充てるとなっております。応募者の役員が、選定委員であることは、公平性を欠く恐れや誤解を招く恐れがあると思うが、所

見を伺いますとのご質問でございますが。

議員のご質問につきましては、平成29年2月に行ないました、「氷ノ山関連公の施設」及び「道の駅」と「若桜・味工房」の指定管理者の選考に当たり、若桜町観光開発事業団、有限会社若桜農林振興が応募されたときのことをお尋ねになっているものというふうに推測いたします。

当時、若桜町長は若桜町観光開発事業団の評議員であり、また、若桜農林振興の取締役の職でもございました。応募団体側の役員の職にあった者が選考委員の職にあったということは議員ご指摘のとおり、公平性に関しまして誤解を招く恐れがあったものというふうに思われます。しかしながら、審査に当たっては公平になされたというふうに認識しております。

今後は、この誤解を持たれないようなものをやはり考えていく必要があるというふうに思っております。他自治体の例も参考にさせていただきながら検討させていただきたいというふうに思いますので、ぜひご理解のほうよろしく願いいたします。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

今後、そういう誤解を招く恐れがないように検討していくということで、町民の方々から、しっかり理解を得られるということは、これは農林振興であれ、味工房であれ、事業団、氷ノ山関連の施設であれ、どんどん協力していただける、またそちらのほうに目を向けていただける一つのまたチャンスにもなる、そんな思いがしておるところでして、そういう観点からも、しっかり公平性はアピールしていただきたいと思います。

5番目の質問に入りますが、これも関連する公平性というところだろうとは思いますが、

設置要綱第2条3、指定管理者に係る指定の取り消しまたは管理の業務の停止に関することとあるわけであるわけですが、委員会はその指定管理期間の管理・監督の立場にはあるのでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

若桜町指定管理者選定委員会設置要綱の第2条第3項に、指定管理者に係る指定の取り消しまたは管理の業務の停止に関することとあるが、委員会は管理監督の立場にあるのか伺いますとのご質問でございますが。

指定管理者の管理・監督の立場にあるのは、あくまでも町長でございます。選定委員会の立場としましては、町長が指定管理者の指定の取り消しや業務の停止を行なう場合に、これに関する事項を審議し、取り消しや業務の停止を行なう理由の妥当性を判断し、その結果を町長へ報告するものでございます。

要綱第2条第3項に掲げている所掌事務は、そういった意味でございますので、ご承知、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

よくわかりました。はい。そういう観点からいろいろと公平、公正なところで、町民の目から見るとより見やすい、わかりやすいということに取り組んでいらっしゃるということがよく理解できました。

このたびの一般質問で、指定管理制度ということで大きな表題を挙げて質問をさせていただいたところですが、活性化施設、先ほど言いましたように、地元の方が地元のものを使って加工している、それが外に出て

いる、いわゆる地場で循環しているという、そういう本当に貴重な、町内貴重な組織というか、施設だと思えるところでもありますし、それと事業団につきましても、先ほど言いましたように、町外からたくさんの方が寄って交流が促進していくという、まさにこのことをしっかり応援して活性化することが、これから小さな町の若桜の地方創生の一步となる、そういう可能性を秘めているんじゃないかなと、そういう思いを持って質問をさせていただいたところですが、そこについて、町長一言お願いできたら。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

山本議員が言われましたとおりに、施設というのは大変大切なものでございます。そのために町が設置したものでございます。この施設をやはり有効利用していくためにはどうしたらいいのか、その一つの選択肢が指定管理でございます。

それで、これからもやはり先ほども申しましたように、時間であったり、内容等、町民の皆さんまたは観光客の皆さんが使いやすいのはどういうことなのかという部分というのは、やはり一番大切なことだと思いますので、そういう部分については、本当に絶えず注意をしながら、協議をしながら、皆さんに本当に使いやすい施設にしていきたいと思いますというふうに思いますので、ぜひ皆さんもご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

こういう、公の施設がさらに活性化することによって若桜町が、町全体が活性化し、さ

らに循環していく、そういうことを願って質問をいたしました。また、町長にいたしましたは非常にうれしい思いのある答弁をいただきました。ありがとうございました。

これで、私の一般質問は終わります。

議長（川上守）

続いて、一般質問を許します。9番、前住孝行議員。

議員（前住孝行）

傍聴席にお越しの皆さん、また、インターネット中継でご視聴の皆さん、こんにちは。9番、前住孝行です。まずはじめに、7月西日本豪雨、台風21号、北海道地震で被害に遭われた方々に哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

本町において、7月豪雨災害では池田地区、吉川、浅井の一部に対して避難指示が出されるほどの雨量でした。中尾議員の一般質問でもあった被害に加えて、土砂崩れの箇所も多く発生したり、用水路の水取り口が被害を受けました。幸いにも人名にかかわることがなかったことに安堵したところです。

その後の全員協議会の場で、明るいうちに避難できるような避難提供をとお願いしたところ、考慮に入れていただいている状況を感じています。先ほどの一般質問の中でもあったように進められていることは喜ばしいことだと思っております。

9月2日に、大野集落で、山火事を想定された避難訓練がなされました。日本赤十字奉仕団の防災委員として私も参加させていただきましたけど、やっぱり若葉団地の自治会長として参考になることが多くありました。

消火栓からホース2本分で放水の届く範囲の確認、また、要介護者と支援者の指名をされている状況、また、支え愛マップの見直しなど、自助、共助の段階ですべきことをたくさん参考になるところがありましたので、

真似していきたいなというふうに思ったところです。

また、全国的にも台風21号に加えた高潮による関西空港浸水、また、震度7の北海道地震、さまざまな想定外の災害が当たり前に起こる環境になっています。町民の安心安全を確保するために、若桜町でも公助でできる最善の備えをしていく必要性を感じました。

それでは、通告させていただいております2つの質問に移りたいと思います。

まずは、森林経営管理システムについてです。本来なら常任委員会ですっきり勉強してから質問しようと考えていたのですが、5月の所管替えて所管委員会でなくなったため、質疑も含めての質問になりますが、よろしくお願ひします。

本年5月25日の森林経営管理法成立に当たり、来年4月1日には新たな森林経営管理システムが始まります。この森林システムがスタートするきっかけとなったのも、地球温暖化対策の自然災害の防災の観点もあるそうです。そこで全国的には1,000万ヘクタールの人工林3分の1が森林経営に適さない林地、3分の2が適する林地と分けて対応していくようですが、若桜町の適する林地は全体の何割ぐらいか、またその中で施業していない林地は何割ぐらいか、大まかな数字になると思いますが、お尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

新たな森林管理システムについて、森林経営に適さない林地、適する林地と分けて対応していくが、若桜町の適する林地は全体の何割ぐらいか、また、その中で施業していない林地は何割ぐらいかお尋ねしますとのご質問でございますが、

新たな森林管理システムにつきましては、

本年5月25日に成立いたしました森林経営管理法に基づき、来年度からスタートすることになります。

この新たな制度では、森林所有者が森林の適切な経営や管理を行わなければならないとされておりまして、森林所有者が自ら管理や経営を行うことが難しい場合は、市町村が、森林所有者から森林の経営や管理の委託を引き受け、森林経営に適した森林の場合は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、森林経営に適さない森林の場合は、市町村が自ら管理を行うこととされております。

この新たな制度がターゲットにしておりま
すのは、現在、集約化されていない区域や、
経営管理が行われていない区域であり、お
おむね森林経営計画が策定されていない区域
が該当すると考えられます。

この面積についてですが、若桜町全体の人工林面積、公社、公団の部分を除きますと6,749ヘクタールのうち、森林組合等により森林経営計画が策定されている面積は約3割の2,149ヘクタールとなっております。

残りの約7割の4,599ヘクタールについては森林経営計画が未策定となっており、これが新たな制度の対象となる区域と考えられます。

この区域の中で、「森林経営に適した森林」とは、地形等の条件にもよりますが、林業経営者が収支を見積もって採算が合うと判断し、市町村から再委託を受けた森林となります。

市町村が再委託を呼びかけても、林業経営者から手が挙がらない森林は、結果的に「森林経営に適していない森林」となります。

この森林経営に適した森林、森林経営に適さない森林の仕分けは、来年度以降、新たな森林経営管理制度を進めていく中で、森林組合等の協力を得ながら徐々に仕分けされていくと考えております。

このため、今現在は、森林経営に適した森林、そのうち施業していない林地の面積につ

いては、把握することは困難でございまして、今後、この制度に取り組む中で、把握に努めてまいりたいと考えておるところでござい
ます。

参考ではございますが、国では、全国の人工林の面積約670万ヘクタールのうち、3分の1が既に集約化されている森林、集約化されていない森林のうちの3分の1が林業経営に適した森林、残りの3分の1が林業経営に適さない森林ではないかというふうに推測されているところでございます。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

本当にゆっくり答弁していただきましてありがとうございます。よく搬出量、間伐とか搬出量とかで8,000立米を出すとかって
いうような説明とかを聞くんですけど、大体どれくらい進んでいるのかっていうのが、どうも把握してなかった
ので、こういうような質問をさせていただいております。

答弁の中でも施業されてない林地、把握が難しいと思って大まかにお尋ねしたんですけど、かなりの範囲がまだまだなのかなというふうに思います。はい。それも認識させていただきました。

では、2番のほうに移りたいと思います。その適する林地で所有者不明林地の大まかな面積や件数、また、その対応についてお尋ね
します。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

森林経営に適する林地で、所有者不明林地の大まかな面積や件数、その対応策についてお尋ね
しますとのご質問でございまして、

新たな森林経営管理制度が導入されました背景には、全国的な課題といたしまして、所有者不明森林の存在がございます。全国的な状況では、地籍調査によると、林地面積の約4分の1は所有者が不明、農林業センサスの調査によりますと、森林面積の約4分の1は、所有者が森林の所在地以外の市町村に居住しているなど、所有者や境界の確定が困難となっており、森林整備や路網整備の支障となっております。

新たな森林経営管理制度の基本的な流れでは、手入れが行き届いていない森林のうち、ある程度所有者の情報が整理された区域から、経営管理を自ら行うのか、市町村に経営管理を委託するのかなど、所有者に対し、まずは経営管理の意向調査を行うこととされています。

この意向調査の結果、回答が返ってこないなどで所有者不明森林が判明することとなるため、来年度以降、この新たな制度を進めていく中で、所有者不明森林の件数や面積が徐々に集計されていくものと考えております。

このため、今現在では、所有者不明森林の面積や件数を把握するのは困難でございます。この制度に取り組む中で、把握に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、所有者不明森林への対応について、でございますが、森林経営管理法によれば、一定の手続きを経ることで経営管理権を市町村に移すことができることとされておりますので、これまで林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林の整備を進めていくことができると期待しておるところでございます。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

やっぱり森林、まずそうですね、所有者不

明林地についても、なかなか把握しにくいということも何となく察しております、大まかな数字って言っていたんですけど、いたしかたないかなというふうに思っております。

それで、その対応策のことについても、答弁いただきました。それで、私も調べましたところ、4パターンの対応というか、意向調査をした上での対応があるそうで、まず、原則といたしましては、全部確知といいまして、全員が同意するという、それが原則なんですけど、そうすると申し出があって計画策定、同意も徴集して計画で権利設定というような流れでいかれるということでした。

それで、2番目なんですけど、一部不確知というような状況がある場合です。共有者の中の不明な森林がある場合ということで、そうすると一部不確知ということで、その方に対して配偶者と子どもを探索するというところで、それで、それをまた告示をして6か月以内に異議がなければ、同意とみなすということで、計画策定ということになる。

また、3パターン目としましては、所有者が不明な森林の特例ということで、全部不確知の場合も探索されて告示をして、それで6か月以内に異議がなければ、その後4か月以内に裁定をして、裁定申請がされて、それで同意とみなされると、それで、計画策定。

それで、4番なんですけど、所有者不同意森林の特例ということで、不同意者がある場合です。この場合ですが、勧告をして2か月以内に同意がなければ、勧告から6か月以内に裁定申請、それで、勧告があって意見書があって2週間以内だそうです、これは。それで、裁定で同意みなしということで、同意みなしにつながるような対応策になっているということでした。

それは、私自身はその森林、森林というか、林業施策が進んでほしいと思っておりますので、どんどん進めていってほしいんですけど、やっぱり質問の中で、やり取りの中でやっぱり、

強制されるんかというような、結局同意せんといけれんようにさせられているんじゃないかというような意見もあったりするんですけど、そのあたりについて、ちょっと詳しいあれになるかもしれませんが、心配されている方がいるようですが、そのことについてはどうでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

答弁につきましては、担当課の参事より答弁させます。

農林建設課参事（森雄一）

農林建設課の参事の森でございます。今、同意をしてないのに取り上げられるのかというような危惧を抱いている町民の方がおられるということですが、これまで経営や管理をしてきました森林所有者さんから、森林を取り上げるということではございませんので、自ら経営や管理を行っていきたいという場合は、これまでどおり森林所有者さんの経営や管理ができるということでございますので、そういう、自ら経営管理を行っていきたいという方がいらしたら、それを継続できるように支援するということをしていきたいと考えております。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

すいません。えらい深いところで質問をさせていただきまして、実は私も、この全国森林環境税創設促進議員連盟の総会に出させていただいて、その中の意見として、そういったことが出ておりました。それで、とにかく、同意してないんだから進みません、と

いうことは言っとられたので、先ほどの答弁でいいのじゃないかなというふうに思います。

そういった町民の方もおられるかなと思って、ちょっとわざと質問させていただきました。その研修の全員協議会で報告のときにもちょっとそういった意見もあったので、質問させてもらっているところです。では、戻ります。

では、3番目の質問に移ります。森林環境贈与税の配分率もほぼ決まっています、都市部への配分もかなりあるようです。都市部と連携した事業も考えなければなりません。都市部の人たちが、植林などの体験活動をするようなことが考えられますが、木で遊ぶ、森で遊ぶ活動など、若桜町で既にされている団体とのつながりも考えられますが、そのことについてはどうでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

森林環境贈与税の配分について、都市部と連携した事業も考えなければならないが、都市部の人たちが植林などの体験活動することや、木で遊ぶ・森で遊ぶ活動など、若桜町で既にされている団体とのつながりも考えられるが、とのご質問でございますが。

森林環境贈与税は、来年度から交付される予定になっております。ご負担いただく都市の方々をはじめ、国民の方々からご理解が得られる形で税が活用されるよう、森林の公益的機能が十分発揮できるような取り組みを始めていくことが重要だというふうに考えております。

町内では、「若桜ニホンリスの森づくりプロジェクト」が地元や鳥取市内の小学生を対象に、森林環境教育などの活動を数年前から取り組んでおられます。また、本町の森林が育む豊かな水が、絶え間なく下流域の住民に供

給されていることなど、本町の森林が広くその恩恵をもたらせていることについて、理解と関心を深めていただくため、都市の方々の交流促進や、若い世代の方々に、森林に親しむ機会を提供していくことは大切なことだというふうに認識しております。

一方、税の使途につきましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及び促進に関する費用に充てなければならないというふうにされており、今現在それ以上に具体的な使途が国県からは指名されていない状況でございます。

今後、具体的な税の使途を検討していく中で、税の活用が可能であれば「若桜・木育の会」の大阪での木工体験教室や、武蔵野市家族自然体験交流事業による、受け入れ家族と町民との交流、また、氷ノ山自然体験の事業など、町民の皆さんと都市部の方々が自然を通して交流できるよう進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

先日武蔵野市の家族が来られまして、吉川でさまざまな自然体験をいたしました。本当に喜んで帰っていただいておりますので、ぜひこういうことは続けてまいりたいというふうに思っております。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

近い所では鳥取市なんかなというふうに思うんですけど、鳥取市もたくさん森林あるというふうに思いますので、先ほど町長答弁がありましたように、武蔵野市とか、また、今後台湾の学校とかということで、関西地域とかにも交流に、交流促進で行かれると思ったりしますので、そういった面でも、ぜひともこういった活動を広げていただければいいかなというふうに思います。

先ほど木育の会のことも言われていて、本

当に移住されて来た方とちょっと話をしたときに、すごい木工の玩具っていうか、すごい反応がいいみたいでして、ほかの町が真似してくるんじゃないかくらいな勢いで、何か木工の玩具とかが人気だそうなので、またそういった面でも使っていただければ、本当にいいものになってくるのかなというふうに思いますので、さまざまな領域っていうか、移住促進やら教育、自然体験の教育面とかで使えるようになればなというふうに思ったところです。

それで、このことも、都市部への、こんなのできるでというような働きかけをして欲しいというふうに言っておられたので、そういった宣伝ですか、そんなんができるくらいのもをもっと置きたいなというふうに思ったところです。

では、4番目の質問に移りたいと思います。先ほども言いましたね、この質問っていうのは、その全国森林環境税の創出促進議員連盟第25回定期総会に参加させていただいて、林野庁の計画課長であります、小坂善太郎氏の報告を聞いての質問になります。

あとで知ったことなんですけど、6月の県議会、一般質問でも福田県議が同様の、似たような質問をされていまして、それで、若桜町に職員を派遣していて、これは森参事のことですよ、はい。広域にわたった職員体制の必要性を答弁されたようです。一般質問が確か同じ日だったので僕も行けませんでしたから、知りませんでしたけど。

それで、林野庁の小坂計画課長は、市町村が所有者に意向調査、経営管理権集積計画の策定等を行うこととなり、大変な業務になるが、使命と思って頑張りたいというふうに言われました。市町村向けに、支援策等々も考えられているそうです。その辺も踏まえてになりますが、また、町長の公約にも林地台帳整備をされるというふうに聞いておりますので、どのような体制で、森林整備に取り

組まれるおつもりか町長の所見を伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

所有者への意向調査・経営管理権集積計画の作成などや、林地台帳整備に当たり、どのような体制で取り組むのか町長の所見を伺うとのご質問でございますが。

新たな森林経営管理制度は、市町村が主体となり、森林経営管理の集積・集約化を進めるものでございますが、森林経営計画が作成されていないなどの対象森林の抽出、意向調査から始まり、市町村へ経営委託を希望する森林に対し、経営管理権集積計画を作成。関係所有者から同意を取得後、公告し、市町村が経営管理権を取得。

このうち条件がよく経済ベースにのる森林は、経営管理権配分計画を作成、公告し、民間業者が経営管理実施権を取得。経済ベースにのらない森林は、市町村がみずから管理していく、など、多くの事務が発生することになります。全国的にその実施体制の整備が重要な課題となっており、市町村の専門職員の不足が懸念されておるところでございます。

一方、最近の林業関係の動きといたしましては、5月に千代川流域の1市4町が、林野庁の「林業成長産業化地域創出モデル事業」を実施する地域としまして、全国12地域の1つとして認定を受けたことから、8月には、この事業を実施する組織として、1市4町、森林組合、林業関係者で「千代川流域林業成長産業化推進協議会」を設立いたしましたところでございます。

この協議会では、新たな森林管理システムの広域的な実施体制の構築に向けた調査研究などに取り組むことにしております。

このような動きの中で、来年度からスタートする森林経営管理法に基づく所有者への意

向調査・経営管理権集積計画の作成や、林地台帳整備等についても、国や県、他の市町や森林組合等と広域的に連携して、共同で事務を進めていくことも1つの手法だというふうに思っておるところでございます。

先月20日に、八頭町の吉田町長、それから県林政企画課 伊藤課長、それから八頭中央森林組合の前田代表理事組合長と一緒に林野庁を訪問し、マンパワーや専門職員の不足等、町の体制整備に係る課題や運用に係る懸念をお伝えしたところでございます。

また、その対策といたしまして、新たな森林経営管理制度に精通し、実務やリーダーシップを発揮できる林野庁職員を派遣していただくよう要請をしたところでございます。

引き続き、来年4月に向けまして、新たな森林経営管理制度をスムーズに動かすことができるように、国・県にお願いしながら、体制整備の検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

本当に今は、災害対応のこともあったり、この森林管理システム導入等で農林建設課、本当に大変な思いをされておるんじゃないかなというふうに思っていて、こういった質問をさせていただいております。

先ほど、林野庁のほうに要請をされたということで、何とかそういった職員が派遣していただけるようになればいいのになというふうに思っております。

それで、先ほどもはじめのほうで質問させていただいて、結構たくさんの方の対応する林地がありますし、同意を得たりするようなこと等、本当にすごい労力がかかるんだろうなというふうに思っておるんですけど、その計画はいつごろまでという、何か目標という

か、策定されるつもりであるかということも
もしありましたら教えていただけたらと思
います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今の答弁につきまして、担当課の森参事に
答弁をさせます。

農林建設課参事（森雄一）

農林建設課の森でございます。いつごろま
でに計画を策定するかということございま
すけども、今、その林業成長産業課の協会
の中で、そういったことも広域的に市町村連
携しながら、事務を進めていくというよう
な調査研究も行うことが始まっておると
ころでございますし、そうした、森林組合
と林業事業体とか、そういったことも協
議・調整が必要でございますし、来年度
からスタートするものですから、年度内
にはある程度取り組む体制といえますか
、そうした方向性を決めていきたいとい
うふうに考えておるところでございます。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

本当に今の体制だと結構時間かかるん
じゃないかなというふうに思っております
し、また、その林野庁の方から、もし専
門の方が来られたら早くできるかもし
れませんし、ということで、それによ
って全然状況は違うと思うんですけ
ど、とにかく私自身は、この林業
施策っていうのは、若桜町の重要な課
題であるというふうに考えております
ので、ぜひとも、なるべく早いうち、
早い対応でしていただけたらなとい
うふうに思っております。

議長（川上守）

暫時休憩をいたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。
9番、前任孝行議員。

議員（前任孝行）

それでは、午前中に引き続きまして、
大きい2番目のIP告知端末機の活用
について、質問させていただきます。

平成22年12月の一般質問では、IP
告知端末機についての一般質問が多
くなっていました。導入当時の想定
と現在の使用状況を比べられ、効果
・成果の検証をどのように考えら
れているのか、町長の所見を伺いま
す。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

IP告知端末機導入時の想定と現在の
使用状況を比べ、効果・成果の検証
をどのように考えているのか、町長
の所見を伺いますとのご質問でござ
います。

平常時から緊急時までの様々な状況
の中で、コミュニケーションや防災等
をサポートする機器として、高齢者
の方でも簡単に操作できるタッチパ
ネル式端末を活用したIP告知端末
の設置を、平成23年度より開始し
ております。

現在では、町内の約94%の世帯に
IP告知端末を設置しております。使
用回数については多い年で1,297
回、少ない年でも936回の配信を
しております。平成29年度につ

いては1,266回であり、内訳は、役場が1,080回、集落放送が186回でございますが、非常に多くの情報発進ツールとして活用しているところでございます。

使用状況については、導入当時想定していた、町内無料テレビ電話、役場からのイベント情報、事業等の案内、安否確認等の福祉サービス、町内20箇所設置の河川監視カメラによる河川防災活用、各集落内放送での情報共有等について継続的に活用されているところでございます。

これらのことから、効果・成果は十分に出ており、今後につきましても、福祉、防災の情報発進等、また新たな活用方法を摸索するとともに、未設置世帯への設置啓発を継続的に行い、今後もより多くの世帯へ情報の発信を行っていきたいと考えておるところでございます。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

私も効果としては本当にいいもので活用されて、より活用されていけばと思って質問させてもらっておりますが、やはり課題もあるんじゃないかなというふうに思ひまして、先ほども町長のほうもちょっと言われておりますけど、やっぱりいいものですので、未設置世帯っていうかね、そういったことの働きかけとか。

それで、その発信するほうはいいんですけど、それをちゃんと本当に見られているのかどうかってようなこと等もあると思います。それで、ある方から話を聞いたことがあります。家の中の設置場所があまりよくなって、いつもいる場所とは全然かけ離れた場所にあるんで、1つも見らへんという人もあったりもしたりしてありますので、そのあたりも課題なのかなというふうに思っております。

す。

それで、電話回線のない若者世帯は、その設置ができないっていうこともあったりして、やっぱりその良さというのなかなか金銭面のことがあったりもすると思うんですけど、周知だけで本当にいいのかどうかということもありますので、検討いただけたらなというふうに思います。

それで、結構高齢化率も上がってきていて、それでそういう機器自体にも触る気を失っておられる方とかいうふうにあったりもするそうですが、以前話を聞いたところによりますと、お悔みの情報を上げると、何かよく触ってみられるというようなことを聞いたりしておりますが、そういった情報を出す、それはあれですよ、広報していい人のみですけど、そういった考えというのはないかどうか、お尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

今、先ほど前任議員より本当にいい提案をいただきまして、ありがとうございました。お悔みにつきましては、以前も載せたらどうだというような話も出ておったことを記憶しておりますし、ぜひ、当然本人同意は必要でございますけども、掲載について、前向きにこれ検討させていただきたいと思ひます。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

これで、気になされる方は気になって触ってもらえるのかなというふうに思ひますので、ぜひとも進めていただけたらというふうに思ひます。

では、2番目の質問に移りたいと思ひます。

先ほども言いましたが、さまざまな情報を提供されていて、若桜で起きていることなど知るにはとてもよいツールになっていると考えております。

さらに買い物とか、交通手段の予約など、町内業者と協力しながら活用される想定はないのかお尋ねします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

買い物や交通手段の予約など、町内業者と協力しながら活用される想定はないのかお尋ねしますとのご質問でございますが。

買物の予約については、オプションではございますが、買い物支援「おつかいケン」というシステムがございます。役場管理者が商店などの登録を行い、商店が情報を入力した上で、実現できる機能としては、商店選択、商品選択、配達時間指定などがございます。

また、テレビ電話機能との組み合わせにより、電話を活用しての問い合わせも可能となっております。ただし、商店側にも、商品を入力する労力や管理端末の導入経費等の費用負担も発生いたします。したがって、もし、導入するのであれば、協議をしていくことが必要でございますし、若干、時間も必要になるのかなと考えております。

次に、交通手段の予約についてですが、オプションもなく、新規に開発しなければならぬということがございまして、コスト的にも相当額必要になることが想定されますとともに、現状の交通機関のままで、予約などの仕組みもないので、現状では難しいかなというふうに思っております。導入する前に、まず交通機関、交通手段の確保、運用方法の見直しというのがまず必要ではないかなというふうに思います。

それで、IPを活用した買い物や交通手段

の予約などが実現すれば、前住議員言われるように、交通弱者や高齢者の方にとって有効な施策であり、買い物に限れば、車をお持ちの方も買い物に係る時間を有効に活用できるという利点もございますが、やはり、まず商工会を中心とした商店の皆さんとの協議をまずやっていきたい。その中でやはり必要であれば、導入する気があれば、活用しやすいシステムを構築しながら、コスト面もございすけども、考えていく必要はあるなというふうに思っておりますが、かなりハードルはちょっと高いんじゃないかなと思います。

それと、いろいろ今、高齢者の皆さんにお話をちょっとお聞かせ願ったんですけども、移動購買車の購買が今、だんだん数が減ってきておるといふのも聞いております。

やはり買物の楽しさは何ぞや、という部分もございまして、やはり自ら買いたいという、その希望というか、欲望というか、そういう要求があるみたいですので、そういう高齢者の皆さんの要求をいかに満たしていくかっていうことも、やはり買い物支援には大切なことではないかなというふうに思っております。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

町長と思いは一緒なんだなというふうに思わしていただきました。また、この質問を考えたのは、中原の方だったんですけど、近くの商店が閉鎖されていて、それで、買う場所がなくなったんで、何とか考えてくれんかっていうことで、僕もいろいろ考えた上でちょっと、じゃ、こういう方向ではどうなんかなと思って質問させてもらっているところですし、町営バスの方とかでも、ちょっと空の町営バス運行があつたりもするのを回避するのに、何か乗るときにポチッと押したらみたい

なことをちょっと考えとったんですけど、なかなかそういったオプションはないようですし、また費用がかかってくるのかなというふうに思いますので、その辺あたりももっと検討していただけたらというふうに思います。

では、3番目の質問に移りたいと思います。防災無線での迅速な情報提供と合わせて、IP告知端末機でも視覚的にわかる情報も必要だと考えますが、これはあれです。災害に関してです。それで、耳の聞こえにくくなった方っていうのも増えてこれると思いますし、聴覚障がいの方にも情報提供が必要だと考えますが、どうでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

防災無線での迅速な情報提供と合わせて、IP告知端末機でも視覚的にわかる情報も必要だと考えます。耳の聞こえにくくなった方や聴覚障がいの方にも情報提供が必要と考えますが、とのご質問ですが。

現在は、台風接近等有事の際には防災無線により町民の皆さんに情報を提供しております。また、8月23日から24日にかけての台風20号、9月3日の台風21号の際には、町のホームページに、台風接近による注意喚起や避難所の開設情報、公共交通情報、町内施設の休館情報などを掲載したほか、「避難勧告」や「避難指示」の用語説明など、防災に関することも掲載し、町民の皆さんに情報提供いたしました。

これまではIP告知端末機での情報提供として、公共交通機関の情報やイベントの中止などの情報を提供しておりましたが、前住議員のご質問にありますように、今後は防災無線と合わせてIP告知端末機での情報発信を行い、町民の皆さんや聴覚・視覚などに障がいのある方にも広く周知できるよう行ってい

きたいと考えており、情報提供の内容を検討するなど、さらにきめ細やかな情報がわかりやすく提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

例えば、有事、何かがあった際に、今のIP告知端末機に、わかりやすいランプをつけるというような手法もございますので、合わせまして検討をさせていただきたいと思えます。

議長（川上守）

前住孝行議員。

議員（前住孝行）

そうですね、災害に関係したときに情報提供で、ホームページで情報を上げておられるということで、私自身もちょっと確認させていただいて、本当に午前中の質問にもあった避難準備や避難勧告、避難指示の説明とかも書いてあって、確かにこういうのがパッと皆さん方にわかれば判断しやすいなっていうふうに見さしていただいた状況はあります。

それで、私自身もIP電話でそういったホームページが見られないのかなと思って、実はちょっと試してみたんですけど、メモリーオーバーで、もうちょっとのところまで出るんですけど、強制終了されるような状況があったりして、それは機器の問題なのか、サーバーの問題なのか、ちょっと僕自身はよくわかりませんが、ちなみに氷ノ山の貴公子のブログは見えます。はい。そんなことはどうでもいい。はい。

なので、やっぱり動画とか、動画っていうか、ホームページは何か写真が入れ替わったりとかするようなのがあったりするので、メモリーオーバーになるのかなというふうに思ったりもしますので、何とかすればできるんじゃないかなっていうところもあったりしますので、また検討していただけたらなというふうに思います。

では、次の4番目の質問に移りたいと思います。議会報告会では、毎年のように、IP告知端末機で議会中継が見えるようになるのかというふうに言われます。見える化を図る上で視聴できるようにするおつもりはないのか、お尋ねいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

IP告知端末機で議会中継を視聴できるようにするおつもりはないのかお尋ねしますとのご質問でございますが。

通信システムの向上や、SNSなどにより「見える化」が普及してきており、議会中継についても「見える化」を行うことで、より関心を持っていただき、議会の状況など配信していくこともとても重要であるということとは十分認識させていただいております。

しかしながら、現行システムでは、数分レベルの動画の視聴は可能ではありますが、議会中継をリアルタイムまたは動画配信するような場合、アクセスが中断する等、正常な動作ができなくなります。

仮に、これらの動作を可能にするシステム改修を行う場合、最低1,000万円以上のコストが必要となってまいりますし、また、今あるIP告知端末機の画面サイズや画面の解析度、またIP告知を外部モニターへの接続ができないなどを勘案しますと、現状ではやはり導入することはちょっと難しいのではないかというふうに思っておりますので、今現在は、パソコンですとか、スマートフォンをお持ちの方は、インターネット経由で視聴が可能ですので、そちらのほうをご利用いただきたいというふうに思っております。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

町長のすばらしい答弁を聞いていただけるかなというふうに思ったんですけど、なかなか1,000万かかるということで難しいようです。

でも、町民としては、そういった意識もあるということなんです。それで、23年度導入ということなので、もうちょっとっていうか、あれですかね、もうそろそろ機器の更新時期になるんじゃないかなというふうに思います。

結構インターネット関連の状況もすごい、年々、なんだろう、機器等、何ていうんですかね、容量っていうか、配信量っていうか、そういうのが増えてきて、より古い機器だと何もできないまま終わっちゃうのかなというふうに思ったりしておりますので、またお金のかかることになるかもしれませんが、そういった機器更新の時に、こういった観点のところを踏まえていただきまして、タイムリーな若桜の情報提供っていうのを進めていただけたらなというふうに思います。

導入時は担当者であった町長でするので、僕が考える提案よりはより、多様なことを考えておられると思いますので、そういったことも合わせながら、より効果の向上を期待しまして一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（川上守）

これで一般質問を終結します。

暫時休憩をいたします。

午後 1時20分 休憩

午後 1時25分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただ今、町長から、議案第79号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第79号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第79号 若桜町索道事業の設置等に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第79号 若桜町索道事業の設置等に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、わかさ氷ノ山スキー場におきまして、午前券の利用者が増えておりますので、利用者の利便性と経済効果を勘案いたしまして、午前券の時間延長と、それに伴う午前券の料金を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時27分 散会